

PCR 検査機関等設備整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症への対応として、県内医療機関等がPCR検査等を実施するための必要な設備整備について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱（令和4年4月1日厚生労働省発医政0401第10号、厚生労働省発健0401第3号、厚生労働省発薬生0401第28号）、令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱（令和4年4月1日医政発0401第23号、健発0401第3号、薬生発0401第23号）および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、県内医療機関等におけるPCR検査機器の導入を支援することにより、自院等の患者に対する新型コロナウイルス感染症の検査体制を整え、医療従事者や患者への感染拡大防止を図ることを目的とする。

(補助対象)

第3条 補助の対象は、第2条に定める目的をもって事業を実施する県内医療機関等とする。

なお、当該事業を実施する医療機関等は、以下の事項に留意すること。

- (1) 滋賀県また大津市より感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保するとともに、委託契約を締結すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、都道府県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従い、新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）に検査の結果を入力すること。
- (3) 県内の他医療機関等からPCR検査等の依頼があった場合に検査に協力すること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、第2条に定める目的に基づき、令和4年4月1日から令和4年9月30日の期間内で県内医療機関等が実施する設備整備事業とする。

(補助金の額)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

1. 基準額	2. 対象経費
知事が定める額	次の設備を整備するために要する経費 (使用料および賃借料、備品購入費) ① 次世代シーケンサー ② リアルタイムPCR装置 (全自動PCR検査装置を含む) ③ 等温遺伝子増幅装置 ④ 全自動化学発光酵素免疫測定装置 ※その他検査に必要不可欠で、上記検査装置と一体的に利用する備品の購入等に要する経費も含む。なお、備品単体での申請は不可とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、別紙様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額(補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付の条件)

第7条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した価格が単価50万円(民間団体にあつては30万円)以上の機械、器具およびその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、または取り壊してはならない。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業に係る証拠書類等の管理については、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、事業にかかる歳入および歳出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(変更申請)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、別紙様式第2号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

(実績報告等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告は、別紙様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日（別紙様式第3号別紙2-2については、翌年度4月10日）までに知事に提出するものとする。

2 第6条第2項ただし書きの規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が明らかである場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む）には、翌々年度5月20日までに消費税等仕入れ控除税額報告書（別紙様式第4号）を知事に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額を県に返還しなければならない。

(概算払い)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払とすることができる。なお、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第5号による交付請求書（概算払）に関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第 12 条 補助事業者は、第 6 条の規定に基づく交付の申請、第 8 条の規定に基づく変更申請、第 9 条の規定に基づく実績報告、第 10 条の規定に基づく消費税等仕入れ控除税額の報告または前条の規定に基づく概算払の請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例（平成 16 年滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(標準事務処理期間)

第 13 条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第 4 条の規定による補助金等の交付決定は、規則第 3 条の規定による申請があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から起算して 14 日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第 13 条の規定による額の確定は、第 9 条の規定による実績報告があった日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(検査)

第 14 条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

(付則)

この要綱は、令和 4 年 5 月 30 日から施行し、令和 4 年度の補助金について適用する。
なお、令和 4 年 4 月 1 日以降の事業に適用する。